

## ～ 計画策定の趣旨と今後の取組等について ～

### 1 計画策定の趣旨

#### 1-1 計画策定の背景・目的

近年、わが国では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、情報化・グローバル化の進展など、社会構造が急激に変化しています。

こうした中、障害者に関わる環境及び法制度も大きな転換期を迎えています。

平成 18 年 12 月の国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国は翌年 9 月に署名を行い、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」の公布、平成 23 年 11 月に「障害者基本法」を改正、平成 25 年 4 月には「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正するとともに、平成 25 年 6 月には「障害者差別解消法」の公布などの国内法令の整備を進め、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を締結（批准）しました。

また、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、同年 5 月に「障害者総合支援法」が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、「児童福祉法」の改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30 年 4 月から全面施行されました。

さらに、令和 3 年 6 月には「障害者差別解消法」の改正により、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等を図ることとし、令和 4 年 12 月には「障害者総合支援法」の改正により、障害者等の地域生活の支援体制の充実を図ることとしており、いずれも令和 6 年 4 月から施行予定となっております。

本市では、障害のある人も障害のない人も安心して生活し活動できる社会と地域の中で、その人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指して、様々な施策を展開してきましたが、こうした障害者を取り巻く環境の変化の中で、平成 30 年 3 月に策定した「徳島市障害者計画」及び令和 3 年 3 月に策定した「徳島市障害福祉計画（第 6 期）」の見直し時期をともに迎えました。

本計画は、計画策定後の国の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等を踏まえるとともに、「徳島市総合計画 2021」における市政運営の中で、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、共生社会の実現に向けて、新たな「徳島市障害者計画」及び「徳島市障害福祉計画（第 7 期）」を策定するものです。

## 1-2 計画の性格

「徳島市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、徳島市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障害者施策について、福祉、保健・医療、教育・療育、就労、生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「徳島市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、徳島市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

また、平成 30 年 4 月に施行した障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、地方自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務づけられましたが、本市では、「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定しています。

### 徳島市総合計画 2021

#### 徳島市障害者計画

障害のある人にかかわる施策の基本方向を分野ごとに明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

#### 徳島市障害福祉計画

障害福祉サービス及び障害児支援等の実施内容と必要な量の見込みを定め、令和 8 年度までの目標量、見込量の確保のための方策等を明らかにすることを目的としています。

##### ○令和 8 年度の目標値の設定

- ◇福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ◇地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ◇福祉施設から一般就労への移行
- ◇障害児支援の提供体制の整備
- ◇相談支援体制の充実・強化
- ◇障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

##### ○障害福祉サービス・相談支援等

##### ○障害児通所支援等

##### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 1-3 障害者計画と障害福祉計画の一体性確保

「障害者計画」は障害者基本法、また「障害福祉計画」は障害者総合支援法と法的根拠は異なりますが、「障害者計画」は本市の障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす計画であり、一方「障害福祉計画」は、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられます。

このため、「障害者計画」と「障害福祉計画」は一体性が確保される必要があります。

### 1-4 各種計画との連携

計画の策定にあたっては、「徳島市総合計画 2021」をはじめ、他の関連計画との連携を図り、調和を保つものとします。

また、国の「障害者基本計画」や、県の「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島県障がい福祉計画」と整合性を図りながら推進します。

### 1-5 計画の期間

「障害者計画」と「障害福祉計画」の一体性を確保し、整合性を図るため、新たな「障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6か年計画、障害福祉計画（第7期）は令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。



### 1-6 計画の進行管理

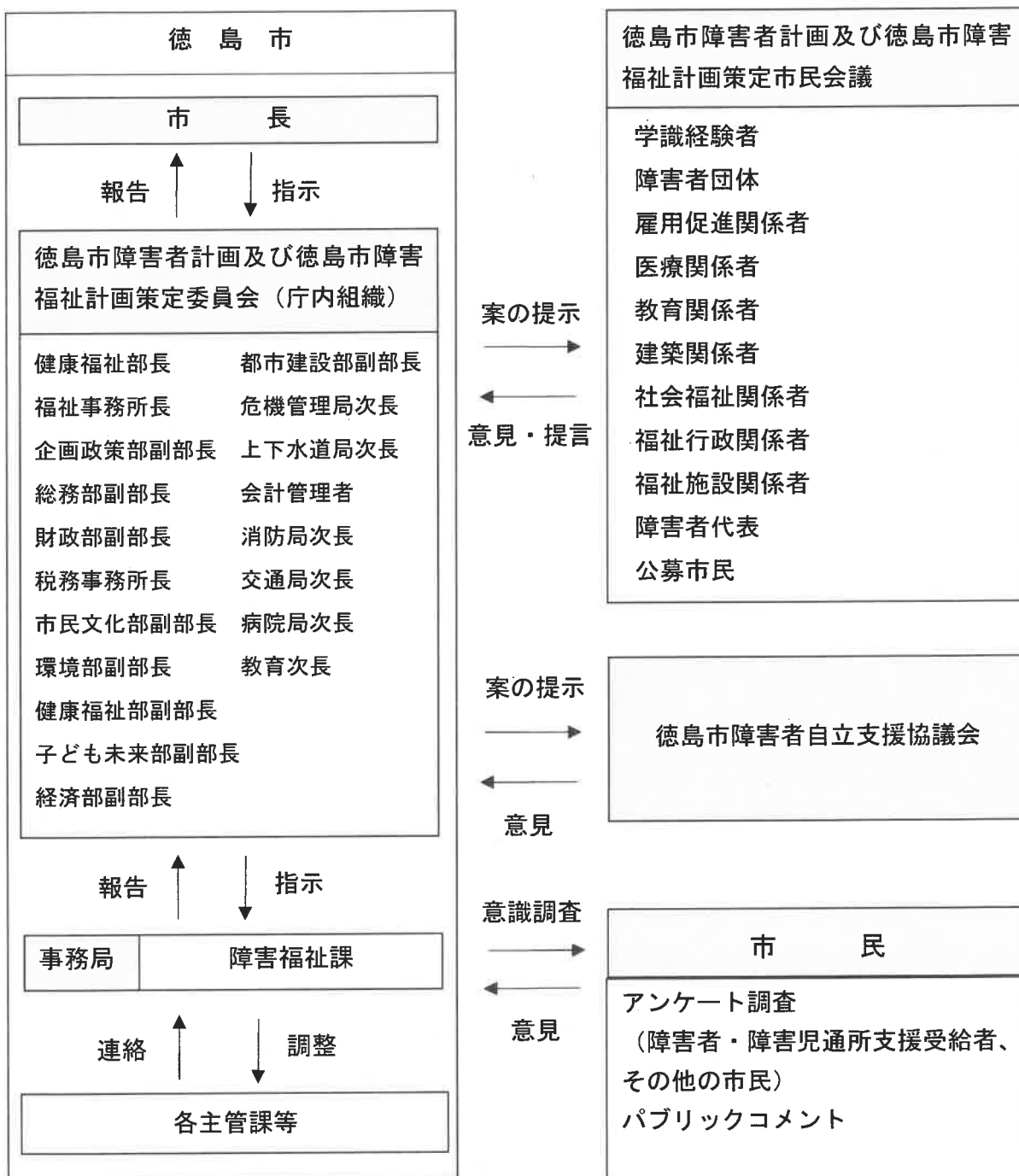
計画の推進にあたっては、事業の調査・分析・評価を定期的に行い、「徳島市障害者自立支援協議会」において中間評価を行うなど、計画の適切な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映します。

## 2 今後の取組

### 2-1 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、広く意見を聴くため、学識経験者や関係団体の代表者等からなる「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議」を設置するとともに、庁内策定体制として、「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策、サービス見込量等について検討を行います。

また、今後の施策・サービス見込量を検討するため、障害者に関する資料・データの整理分析を行い、策定にあたっては、「徳島市障害者自立支援協議会」の意見を聞くこととします。



## 2-2 計画の策定方法

この計画に市民の意見を反映させるため、「市民会議」を開催します。

また、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めます。

今後の施策方向、サービス見込量を検討するため、障害者に関する資料・データを整理分析します。

## 2-3 計画の策定スケジュール

時期	市民会議（市民参加）	策定委員会等（庁内）
5年 5月	市民委員公募	
6月		<第1回> 策定委員会 6/30 開催
7月	<第1回> 7/7 開催 【議題】法改正の動向・現計画の達成状況・アンケート調査票の検討 <b>アンケート調査実施</b> 【調査予定期間】7月下旬～8月中旬	
8月		<全体会> 自立支援協議会 8月下旬
9月	<第2回> 9月上旬予定 【議題】アンケート結果報告(速報)・計画骨子案について	
10月	<第3回> 10月下旬予定 【議題】計画素案について・サービス量見込み・確保策の設定	<第2回> 策定委員会 10月下旬予定
11月		<臨時> 自立支援協議会 11月上旬予定
12月	<b>パブリックコメント実施</b> 【調査予定期間】12月下旬～1月中旬	
6年 1月	<第4回> 1月下旬予定 【議題】パブリックコメント結果報告・計画案について	<第3回> 策定委員会 1月下旬予定
2月		<全体会> 自立支援協議会 2月中旬予定
3月	議会報告後、計画書の策定	

### 3 障害福祉施策の主な動き

#### 障害者総合支援法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法、難病法、児童福祉法の改正 (R6.4.1施行)

- ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備

#### 障害者差別解消法の改正 (R6.4.1施行)

- ・ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- ・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

#### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正 (R2.6.19及びR3.4.1施行)

- ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進
- ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

#### 読書バリアフリー法の改正 (R元.6.1施行)

- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

#### 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (H30.4.1施行)

- ・ 自立生活援助の創設 ・ 就労定着支援の創設
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援